

パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え(案)

第10回子ども・若者総合支援条例検討委員会
資料10-2

- 実施期間：令和3年8月5日（木曜日）～令和3年9月5日（日曜日）
- 提出者：8人（方法別内訳：郵送1件、市公式HP専用フォーム4件、投函箱2件、その他1件）
- 延べ意見数：22件

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
1	前文	2段落目	「子ども・若者が育ち暮らしていけるよう、」とありますが、「いけるように、」なのか、「いけるような、」なのか、微妙な違いがありますので、はっきりさせたほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、文章をわかりやすく整理し、以下のとおり修正します。 「どのような環境に生まれ、暮らしていても、 <u>子ども・若者</u> が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。」
2	前文	2段落目	「多摩市ならではの環境をつくること」の「多摩市ならではの」が唐突でわかりにくくないのでしょうか。この語句のまえに、「これまでの基本的・普遍的な環境整備・拡充に加えて、」といった内容を入れた方が、自然ではないのでしょうか。あるいは、「多摩市の特徴を活かした」、または「多摩市の魅力を活かした」などにすると、よりわかりやすくないのでしょうか。	ご指摘の「多摩市ならではの環境」とは、多摩市の実情に応じて、多摩市におけるこれまでの取組や資源を生かしながら、多摩市にいるあらゆる主体がそれぞれの持つ力を発揮して作り上げる環境を意図して記載しており、これらを包含した表現として原案のとおり記載とさせていただきます。
3	前文 第4条	3段落目	条例の前文、第4条に子どもの権利4項目をとりだしていますが、これは都の条例にならった表現ですが、数多くある権利の中で4項目だけ記載することでその他はいいのか、それだけなのかという印象を持ちます。限定しない含みを持たせる表現にできないのでしょうか。	1989年に国連総会で採択された、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。 また、子どもの権利条約に定められている多くの権利は、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」の4つに大きく分けて説明されています。 本市の条例においても、これらの4つの包括的な権利を示すことにより、子どもの権利条約で定める権利を前提として、子ども・若者の権利について規定しています。

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
4	前文	3段落目	「挑戦する姿」は、どのような挑戦なのか、方向性が見えず、抽象的でわかりにくいのではないでしょうか。「未来へ挑戦する姿」、または「これらの権利をもとに挑戦する姿」などにすると、よりわかりやすくないでしょうか。	<p>本条例では、挑戦すること自体が子ども・若者の成長における重要な要素であり、その挑戦の内容は、本人の状況や思いによってさまざまな形があるという考えの下、挑戦の方向性を規定することはせず、原案のとおりに記載とさせていただきます。</p> <p><第4条の解説抜粋> 子ども・若者は、それぞれの個性や能力を存分に発揮することが期待される存在であり、身の回りの課題の解決に向けて主体的に行動できる存在でもあります。子ども・若者が失敗を恐れずに安心して、自分が抱える課題の解決も含め、挑戦できるよう、周囲のさまざまな主体は、その挑戦を後押しすることが重要です。</p> <p>挑戦とは、自らの課題や困難を乗り越えようと努力することや、経験のないこと・難しいことに取り組んでさらなる向上を目指すことなど、その内容は人それぞれ異なるものです。それぞれの状況に応じて自分なりの挑戦をすることは、その結果にかかわらず、成長の糧となる重要な要素です。</p>
5	前文	4段落目	「守られるだけの存在ではなく」という否定的な表現に違和感を持ちました。その後の文言が、その文章の説明と考えるならば、“人権が尊重され守られる存在であるとともに”と表現する方が、条文として、また多摩市として、前向きなスタンスになり、後段の文章は一層意味づけが深くなるのではないのでしょうか。	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、該当の文章が否定的な意味を含む表現として受け取られることのないよう、以下のとおり修正します。</p> <p>「子ども・若者は、守られる<u>だけの存在ではなくあり</u>、自ら考え、行動できる存在でもあります。」</p>
6	前文	4段落目	「につながっていきます。」とありますが、「何が」つながるのかわかりません。はっきりさせたほうがよいのではないのでしょうか。あるいは、「・・・尊重し、・・・認め合うことは、・・・につながっていきます。」という意味なのではないのでしょうか。	<p>ご指摘の箇所については、「周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うこと」が行われることによって、「子ども・若者の自己肯定感や自信」につながるということを意味しています。</p>

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
7	前文	7段落目	「結果にかかわらず・・・応援」という表現では、想定外のケースにおけるリスク対応が難しくないでしょうか。むしろ、「結果にとらわれず・・・応援」といった表現のほうが、同等の意味合いを含んだうえで、対応の幅が広がるのではないのでしょうか。この語句は、解説本文12頁の「かかわらず」と連動します。	本条例では、挑戦することが子ども・若者の成長における重要な要素ととらえています。 ご指摘の箇所については、子ども・若者本人が失敗を恐れ挑戦をあきらめることのないよう、周囲の人が、挑戦する勇気をたたえ応援する意識を持つことを示す意図で記載しています。
8	前文	8段落目	「子ども・若者とも」という表現に違和感を持ちました。今までは、子ども・若者とは力を合わせてこなかったのでしょうか。“これまで以上に、子ども・若者と力を合わせて”というのでしょうか。	ご指摘の箇所については、これまで子ども・若者と力を合わせてこなかったという意図ではなく、これまで力を合わせてきたことも踏まえて、改めて子ども・若者と力を合わせることを明示する意図で記載しています。
9	前文	9段落目	「誰一人取り残さない、」は、「まち・多摩市」にかかるのでしょうか。「取り残さず、」として「大切にする」にかけたほうが、よりわかりやすくはないのでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 「私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや誰もが健やかに幸せを実感できる健康都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さない いず 、 子ども・若者を 大切にすまち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。」
10	第2条	第1項	「18歳未満の子ども」と「おおむね30代までの若者」が一緒くたになっているところに違和感があります。子どもには子どもの、30代の若者（子どもからみたら大人だと思いますが）には若者の、支援の中味も、仕方も違うと思います。	子ども・若者の年齢幅は広く、それぞれに必要な支援の内容は異なりますが、本条例では、子どもから若者までの成長過程に寄り添って、ひとりひとりの成長を応援するという理念を示すため、「子ども・若者」を合わせて記載しています。 <第2条解説抜粋> 「子ども・若者」に含まれている、未成年と成人とは、発達段階や社会的立場が異なり、さらに子どもの中でも、胎児期、乳幼児期、学童期、思春期と、発達段階の特徴や必要な環境が異なります。このことを前提としつつも、本条例では、個人の連続した成長過程に寄り添い、切れ目のない支援を行うことを重視し、「子ども・若者」と一続きで表現しています。

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
11	第4条	第1項	「第4条 子ども・若者の権利」では、「子ども・若者」には、「子どもの権利条約」にある「生き、育ち、守られる権利があり」と書かれていますが、子どもには個有の権利があるということがわかりづらくなっていると思います。	本条例では、子どもの権利条約で規定される、子どもの権利の保障を前提としつつ、18歳以上の若者についてもさまざまな生きづらさや困難があり、引き続き権利を守る必要があると捉え、対象を概ね30代までの若者まで拡張して権利を保障することとしています。
12	第5条	解説部分	「学校」は市民の中の一つの位置づけになっています。子どもの権利を広げる担い手として主体的に動ける立場に引っ張り出せないでしょうか。	学校は、子どもと日常的に密接な関わりを持ち、本条例の理念の実現に向けて重要な役割を担う主体でもあることから、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の取組を検討してまいります。
13	第7条		子ども・若者が不安や悩みを相談できるところ、体制は整えられるのでしょうか？相談機能の充実をお願いします。	子ども・若者が不安や悩みを相談できるように、既存の取組や身近な地域でのつながりも踏まえて、今後の取組について検討を進めてまいります。
14	第7条	解説部分	支援の担い手として「思いや意欲専門性や技術をもった人材の育成」を謳ってます。大事なことなので時間をかけて取り組んでください。「子ども・若者計画」の中に長期的なビジョンを示してください。	本条例の第7条第3項にて「市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずる」と規定しており、ご意見の趣旨については、今後の計画策定にあたり参考とさせていただきます。
15	第8条		「子ども・若者」が、「まちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくり」とありますが、挑戦、活躍してほしいというのは大人の期待であり、大事なことは、まちづくりに関わらず、「子ども・若者」には意見表明をする権利があり、意見を言う場は保障されなくてはいけないということだと思います。	本条例の第2条（基本理念）、第4条（子ども・若者の権利）において、子ども・若者の意見表明およびまちづくり参画の権利について規定しており、ご意見の趣旨についても含まれていると考えております。 なお、意見表明の場については、ひとりひとりに本条例の理念を浸透させることによって、子ども・若者の意見にしっかり耳を傾けることにつながるものと考えておりますので、市民への周知浸透を進めてまいります。

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
16	第10条		推進体制を謳っていますが、庁内の会議ではなく、市民会議の形態を希望します。条例に位置づけられないでしょうか。	<p>本条例の推進に向けた必要な体制整備について、いただいたご意見を参考に検討してまいります。</p> <p><第10条解説抜粋> 市は、子ども・若者計画の策定及び総合的推進を図るため、市役所内部の組織横断的な体制及び子ども・若者を含む市民等による外部評価と改善のしくみを検討し、その実現に向けて取り組めます。</p>
17	条文全体		「活躍」「挑戦」「成長」「参画」「まちづくり」などの表現が「輝かしく前向き過ぎて」社会に有用な人が期待されているという印象をうけます。この路線から外れて悩んでいる人へのメッセージの意味合いもあるので、ほかの言葉選び方がなかったのでしょうか。	<p>ご指摘の、「活躍」「挑戦」「成長」「参画」「まちづくり」については、どのような状況の子ども・若者についても関わりのある言葉であると捉えています。</p> <p>本条例では、「支援される子ども・若者」と「活躍する子ども・若者」の二元論的な考え方ではなく、子ども・若者一人ひとりの状況に応じて、必要な支援や活躍の形があるにとらえています。</p> <p>また、子ども・若者に対して周囲の人が期待する行動を強制したり、条例の対象となる子ども・若者を限定したりするものではありません。</p> <p>今後の条例周知の際には、上記の意図が伝わるように留意し、検討してまいります。</p>
18	子どもの余暇・自由裁量の時間について		子どもの成長にとって、遊びは不可欠なものだと思います。が、今は自由な時間を持ち、放課後や休日をめいっぱい遊ぶ子どもが少ないように感じています。また、公園はたくさんありますが、ボール遊びができないなど制約のある公園も多く、子ども達がのびのびと遊ぶ場の確保も必要だと感じています。余暇、自由裁量の時間の必要性を、大人達が語り合っていければと思います。子ども達に子どもの権利条約31条の「 <u>休息、余暇、遊び、文化的芸術的生活への参加</u> 」を、この条例で保障していくことを希望します。	<p>本条例においても、子どもの主体的な遊びは成長のために重要な要素であるにとらえており、子どもの権利条約第31条で規定される権利については、4つの権利の「育つ権利」に包含しています。</p> <p>ご意見の趣旨を参考に、今度の取組を検討してまいります。</p>

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
19	条例に基づく具体的取組について		<p>多摩市の子ども若者を大切にする環境作りにご尽力くださり感謝します。今後、この条例が浸透し、さまざまな取り組みが展開されるよう、私自身も普段の生活の中でできることを考えていきたいと思います。</p> <p>個人的には、<u>多摩市の子ども、若者たちの実態（課題）や当事者たちの思い</u>などを知り、<u>居住地域の中で具体的な関わりができた</u>らと考えます。<u>同じような目的の方々、団体と、そのような研修や意見交換をする場、また本人たちの素直な思いが受け止められる場がある</u>と良いなと思います。困っている、寂しい思いをしている、不愉快に思っている、疑問に思っていることを受け止め、大人も子ども若者と一緒に多摩の街で、自分らしく過ごせたら幸せに思います。事業を進めていくことは大変なことと思いますが、今後もこの条例が真に力を発揮できるよう、引き続きよろしく願いいたします。</p>	<p>本条例の目的の実現に向けては、基本理念に定められているとおり、さまざまな主体が相互に協力・支援し合う関係を築くことが必要であると考えておりますので、ご意見の趣旨を参考に、今後の取組を検討してまいります。</p>
20	権利侵害のための救済組織について		<p>権利侵害があったときの救済組織は権利として条例に位置付けるべきではないでしょうか。</p>	<p>子ども・若者の権利の保障に向けては、まずは、市民への理解促進を図り、多摩市全体で共通認識を持つことが重要と考えています。</p> <p>なお、救済組織などの具体的な体制については、第10条（推進体制）に規定されているとおり、総合的な見地から必要な推進体制について検討を進めてまいります。</p>
21	コロナ禍における若者の学業・キャリアについて		<p>新型コロナウイルスへの過剰な対応により、健康被害に遭う確率の低い若者たちが学業やキャリアを積む機会を奪われていることを憂慮します。応急の措置を。中年・老人も相応のリスクを負う覚悟。社会的コンセンサスを。</p>	<p>本条例は、社会のさまざまな不安定さが子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与え、さまざまな課題となって現れている現状を踏まえ、制定するものです。引き続き子ども・若者が未来への希望を失うことなく育ち暮らしていけるよう、取り組んでまいります。</p>

No.	項目	該当箇所	寄せられた意見	市の考え
22	小学生男子のファッションについて		<p>(※3枚の意見書に分けて提出されたが、内容が類似しているため、1つの意見として掲載)</p> <p>(1) (2) 今までの男子はロングヘアなどの女らしい髪型をしている男子やスカート履いている男子、イヤリングをつけている男子、そして女の子向けランドセルを背負っている男子は少なかった。今後の若い男子は短い髪にこだわらず、なるべく髪の毛を伸ばす意識を持って女らしい髪形(ポニーテール・ツインテール・ロング・セミロングなど)を肩から胸まで長くしている男子を定着することを実現してもらいたいです。また、ズボンにこだわらずスカート履いている男子やイヤリングをつけている男子、女の子向けのランドセル(ピンクやライトパープルや水色などのパステルカラー)を選んで買って背負っている男子を定着することを実現してもらいたいです。<u>街の中でも田舎でも家庭でも職場でも女らしい髪型をしている男子もスカート履いている男子もイヤリングをつけている男子も女の子向けランドセルを背負っている男子も世間や親族の人などから「かわいい」「かっこいい」「似合う」など好印象を与えることや見慣れることをなるべく意識してもらうための講習会(オンラインを含む)をやったりPR動画やポスターを作成したりして欲しいです。</u></p> <p>(3) <u>女らしい髪型をしている男子とスカート履いている男子、イヤリングをつけている男子、女の子向けのランドセルを背負っている男子をそれぞれ30%の割合を目標として実現して欲しいです。</u>これらのファッションやスタイルはなるべく多くの人から「かわいい」「きれい」「おしゃれ」など好印象を与えることが重要です。</p>	<p>本条例では、「全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現」を目的としており、他者と価値観を認め合いながら自己肯定感を育み、それぞれが目指す姿に向けて成長できることは、重要な視点ととらえています。</p> <p>ご意見の趣旨を参考に、今後の取組を検討してまいります。</p>